

【別紙1】 穂波園指定介護福祉施設 サービス利用料金表(令和3年8月以降分)

①	介護サービス費(1日)	要介護 1	573 円					
		要介護 2	641 円					
		要介護 3	712 円					
		要介護 4	780 円					
		要介護 5	847 円					
②	日常生活継続支援加算(1日)	36 円	新規入所者のうち、基準を満たす要介護度、又は認知度、若しくは重度な状態の方を、一定以上の受入を行い対応している場合。					
	サービス提供体制強化加算Ⅰ(1日)	22 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が加算要件を上回る配置をしている場合。及びサービスの質の向上に資する取り組みを実施					
③	看護体制加算Ⅰ(1日)	6 円	基準を満たす、看護職員の配置をしている場合。					
④	看護体制加算Ⅱ(1日)	13 円						
⑤	科学的介護推進体制加算Ⅰ(1ヶ月)	40 円	国のデータベース「LIFE」へのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施している場合。					
⑥	科学的介護推進体制加算Ⅱ(1ヶ月)	50 円						
⑦	栄養マネジメント強化加算(1日)	11 円	管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理を行った場合。					
⑧	夜勤職員配置加算Ⅲ(1日)	28 円	基準を満たす夜勤職員の配置と、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。					
⑨	精神科医師による療養指導(1日)	5 円	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。					
⑩	介護職員処遇改善加算Ⅰ 特定処遇改善加算Ⅰ	①～⑨(保険適応)に対して11%分。(他に加算適応があれば、その分も含む)						
負担限度額(食費・居住費負担)		4段階(2割負担者)	4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階	
⑪	個室	食費(1日)	1,445 円	1,445 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
		部屋代(1日)	1,171 円	1,171 円	820 円	820 円	420 円	320 円
⑫	多床室 (2人又は 4人部屋)	食費(1日)	1,445 円	1,445 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
		部屋代(1日)	855 円	855 円	370 円	370 円	370 円	0 円
<個室合計>	1ヶ月当りの 利用料金目安 (30日分)	要介護 1	123,346 円	100,913 円	87,833 円	66,533 円	46,733 円	41,033 円
		要介護 2	127,875 円	103,178 円	90,098 円	68,798 円	48,998 円	43,298 円
		要介護 3	132,604 円	105,542 円	92,462 円	71,162 円	51,362 円	45,662 円
		要介護 4	137,132 円	107,806 円	94,726 円	73,426 円	53,626 円	47,926 円
		要介護 5	141,595 円	110,037 円	96,957 円	75,657 円	55,857 円	50,157 円
<多床室合計>	1ヶ月当りの 利用料金目安 (30日分)	要介護 1	113,866 円	91,433 円	74,333 円	53,033 円	45,233 円	31,433 円
		要介護 2	118,395 円	93,698 円	76,598 円	55,298 円	47,498 円	33,698 円
		要介護 3	123,124 円	96,062 円	78,962 円	57,662 円	49,862 円	36,062 円
		要介護 4	127,652 円	98,326 円	81,226 円	59,926 円	52,126 円	38,326 円
		要介護 5	132,115 円	100,557 円	83,457 円	62,157 円	54,357 円	40,557 円

※1. 人員や体制の変動等により、加算の算定条件を満たさなくなった場合には、その期間の算定は行いません。

(下位の加算で算定条件を満たしている場合には、条件に応じた加算を算定させていただきます)

※2. ①～⑨については、負担割合が1割で記載しています。

※3. 「1ヶ月当たりの利用料金の目安」については、②の高い方の金額で計算しています。②の同項目内の加算については同時算定できない為、その月の算定条件を満たしている方で、請求させて頂くことになります。

※4. 食費・部屋代の減額手続きをされている方は、各段階によって料金が変わります。(詳細は各市町村役場にお問合せ下さい。)

- ・4段階…1～3段階に該当しない場合。
- ・3段階②…市町村民税非課税世帯であり、年金収入等が120万円を超えている場合。預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下である場合。
- ・3段階①…市町村民税非課税世帯であり、年金収入等が80万円超120万円以下である場合。預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下である場合。
- ・2段階…市町村民税非課税世帯であり、年金等の収入が80万円以下の場合。預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下である場合。
- ・1段階…市町村民税非課税世帯であり、高齢福祉年金受給者、生活保護受給者の場合。

